

「もろみ酢の表示に関する公正競争規約(案)」に対する意見書

平成 19 年 10 月 30 日

〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1
中央合同庁舎第 6 号館 B 棟
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部
消費者取引課 公聴会 ご担当者 様

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 1-3-9
日本橋三英ビル 3 階

日本食品添加物協会
会長 鈴木 武
電話 03-3667-8311



意見陳述希望者 専務理事 高野 靖

当協会は、日本国内で食品添加物を製造、輸入、販売、使用する企業及び団体によって組織されています。会員各社に対しては行政情報を伝えるとともに、食品添加物の製造、販売、使用についての正しい知識の普及をはかり、また一般消費者に対しては、食品添加物の安全性と有用性等についての理解を求める活動を行うことで、食品関連業界の健全な発展と一般消費者の食生活、公衆衛生の向上に寄与することを目的にしています。

このたびの「もろみ酢の表示に関する公正競争規約(案)」に関し、下記の意見を提出しますので、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 「規約第 6 条 (不当表示の禁止) に関する施行規則第 3 条 (不当表示の種類) (4) 規約第 6 条第 10 号関係」について

(1) 意見

「単なる「無添加」等、訴求対象である原材料等が明りようでない表示」のみを禁止するだけでなく、食品添加物に関する「無添加」、「不使用」等の表示を全面的に禁止して戴きたい。当然のことながら、製品、原料、元原料に食品添加物が使用されているのに関わらず完全禁止としていただきたい。

- ① 「食品添加物無添加」、「食品添加物不使用」及びこれに類する表示
- ② 特定の食品添加物群に関する「無添加」、「不使用」及びこれに類する表示

③ 特定の添加物名に関する「無添加」、「不使用」及びこれに類する表示

(2) 理由

そもそも食品の表示は、「食品添加物や特定の食品原材料無添加」の表示のように敢えて使用していないものを表示するのではなく、使用した食品添加物や食品原材料を正しく表示することこそが、本来の表示のあり方であると考えます。

食品添加物は、厚生労働大臣が人の健康を損なう恐れがないものとして認めたものであり、法律に基づき適正に使用する限り、安全性に問題がないことはもちろんのこと、ほとんどの加工食品には無くてはならない有用なものです。

一般消費者が食品添加物に対して不安を抱いているのは残念ながら否めない事実です。しかし、公正取引委員会としては、もろみ酢メーカーの食品添加物忌避心理をそのまま受け入れるのではなく、食品添加物は科学的な根拠に基づき安全性に問題はなく、適正使用を推進していることを説明することが本筋であると考えます。

「食品添加物無添加」、「食品添加物不使用」及びこれに類する表示」を禁止しないことは、食品添加物を使用しない製品が、品質的に優れ、安全性が高いとの誤認を一般消費者に与える恐れが強いものと考えます。

「特定の食品添加物群に関する「無添加」、「不使用」及びこれに類する表示」を禁止しないことは、特定の食品添加物群が危険かつ有害であるかの如き誤認を一般消費者に与える恐れが強いものと考えます。

「特定の添加物名に関する「無添加」、「不使用」及びこれに類する表示」を禁止しないことは、特定の食品添加物のみが危険かつ有害であるかの如き誤認を一般消費者に与える恐れが強いものと考えます。

また、キャリーオーバー、加工助剤及び栄養強化剤の食品添加物のみ限定して「食品添加物無添加」等の表示を禁止する場合は、「原料、元原料に使用されている加工助剤」、「元原料からのキャリーオーバー」等については規制対象外となる恐れが強いものと考えます。

さらに、製品、原料、元原料に食品添加物が使用されていない場合であっても必ずしも「品質的に優れ、安全性が高いもの」が保証されるものではなく、優良誤認につながる恐れが強いものと考えます

2. 「規約第5条（特定用語の使用基準）第1号「天然」、「自然」又はこれらに類似する用語」について

(1) 意見

「天然」、「自然」又はこれらに類似する用語については、「天然発酵クエン酸飲料」も含めて完全禁止として戴きたい。

(2) 理由

「天然発酵クエン酸」が「食品添加物クエン酸」よりも品質的に優れ、安全性

が高いとの誤認を一般消費者に与える恐れが強いものと考えます。

また、「食品添加物クエン酸」が発酵法で製造されているのも関わらず、他の方法で製造されているとの如き誤解を与えるものと考えます。

さらに、「天然発酵」の意味内容が不明確であり、人為的発酵ではなく自然発酵であるかの如き誤解を与えるものと考えます。

以上